

## 公益社団法人長野県社会福祉士会役員選出規則

### (目的)

第1条 この規則は、公益社団法人長野県社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第21条の役員選出に関する事項を定める事を目的とする。

### (役員の種類)

第2条 この規則において「役員」とは、理事及び監事を言う。

### (役員の数)

第3条 定款の定めるところにより、理事の定数は13名以上20名以内、監事の定数は2名以内とする。

### (役員を選出方法)

第4条 理事の選出については次のように行う。

- 2 会員理事は次の手続きを経て総会で選任する。
  - (1) 全県選出理事は、別表1に基づき選挙により選出する。
  - (2) 地区選出理事は、別表1に基づき東信・北信・中信・南信の各地区総会にて選出する。
  - (3) 委員会選出理事は、別表1に基づき各委員会から選出する。
- 3 外部理事は理事会において社会福祉士以外の学識経験者の中から選出する。
- 4 監事は、理事会において選出し、総会で選出する。

### (選挙管理委員会)

第5条 役員選出にかかる事務を行うため選挙管理委員会を設置する。

- 2 理事会は、選挙管理委員3人を任命し総会に報告をする。ただし、理事会は、選挙管理委員として、理事、監事を任命することはできない。
- 3 選挙管理委員長は、選挙管理委員の互選により選出する。
- 4 選挙管理委員の任期は、役員改選の前年の総会から翌々年の総会までの2年間とする。
- 5 選挙管理委員は、役員に立候補し、または立候補者を推薦することができない。

### (全県選出理事の選挙)

第6条 全県選出理事は、選挙により選出する。

- 2 公示の時期は、役員改選にあたる総会の3ヶ月以前とする。
- 3 立候補に当たっては、立候補届け及び推薦書を、選挙管理委員会が指定する期日までに提出する。
- 4 立候補者は正会員であることを要件とする。また、立候補にあたり、立候補理由を明記しなければならない。
- 5 立候補にあたり、会員3人の推薦を必要とする。
  - (1) 推薦者は、推薦書に推薦理由を明記する。
  - (2) 推薦者が推薦できる立候補者は、1人とする。
  - (3) 推薦者は立候補できない。
- 6 選挙管理委員会は、立候補を受け資格審査を行い、立候補の締め切り後原則として2週間以内に候補者名簿、選挙公報を作成し、投票用紙を会員に送付する。

ただし、立候補者数が定数と同数の場合は投票を行わない。
- 7 会員は、候補者名を連記した所定の投票用紙の3名以内に○をつけ、選挙管理委員会が指定する期限までに投票する。
- 8 投票締め切り後、選挙管理委員会は速やかに開票作業を行い、その結果を候補者本人に通知すると共

に、ホームページに公開し総会に選挙結果を報告する。また、直近の会報により会員に公報する。

(欠員)

第7条 役員に欠員が生じた場合の措置は、会長が別に定める。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、理事会の審議を経て、総会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成25年 9月 2日から施行する。
- 2 この規則は、平成26年 5月24日から施行する。
- 3 この規則は、平成28年 6月 4日から施行する。
- 4 この規則は、2019年 6月 8日から施行する。

別表1 公益社団法人長野県社会福祉士会理事選出区分

区 分	人 数	内 訳
全県選出理事	3	
地区選出理事	4	東北中南信地区より 各1名
委員会選出理事	6	・福祉活動委員会 ・虐待対応委員会 ・広報編集委員会 ・生涯研修センター運営委員会 ・権利擁護センターぱあとなあながの運営委員会 ・地域生活定着支援センター運営委員会 各1名
外 部 理 事	2	学識経験者
計	15	